明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（**法務**二四）　一

○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**四〇）　二

〔告　示〕

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（**法務**二七七）　二

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（**同**二七八）　三

○日本国に帰化を許可する件（**同**二七九）　四

○円借款の供与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二一五）　四

○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定へのモンテネグロの加入のための議定書のモンテネグロによる受諾に関する件（**同**二一六）　四

○核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約のペルー共和国等による批准等に関する件（**同**二一七）　四

○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第三項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件（**財務・農林水産・経済産業**七）　五

○労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関及び登録個別検定機関の代表者の氏名等を変更した件（**厚生労働**二六七）　五

○労働安全衛生法の規定により登録個別検定機関の業務の全部を廃止した件（**同**二六八）　五

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（**同**二六九）　五

○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続の一部を改正する件（**同**二七〇）　六

○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第二六中型まき網漁業の項第九号の農林水産大臣が定めた期間を定める件（**農林水産**八五八）　六

○粗糖の平均輸入価格等を定めた件（**同**八五九）　六

○運輸審議会から答申があった件（**国土交通**七〇八）　七

○平成九年十二月環境庁告示第八十七号（環境影響評価法第四条第九項の規定による主務大臣及び国土交通大臣が定めるべき基準並びに同法第十一条第三項及び第十二条第二項の規定による主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項）の一部を改正する件（**環境**八三）　七

○平成九年十二月環境庁告示第八十八号（環境影響評価法第四十八条第二項において準用する同法第十一条第三項及び第十二条第二項の規定による国土交通大臣が定めるべき指針に関する基本的事項）の一部を改正する件（**同**八四）　七

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　財務省　最高裁判所　六

〔官庁報告〕

国家試験　六

平成二十六年度特定侵害訴訟代理業務試験公告（工業所有権審議会）　六

〔公　告〕

諸事項

官庁

被害回復給付金裁定表記載、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所

失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二

特殊法人等

厚生年金基金解散・清算人就任関係　二四

会社その他

会社決算公告　二六

省　令

○法務省令第二十四号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十条第二項並びに人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二十七日

法務大臣　谷垣　禎一

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表宇都宮地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項中「さくら市」を「さくら市　那須烏山市」に改め、同部大田原支局の款同支局の項中「那須郡の内　那須町」を「那須郡」に改め、同部烏山支局の款を削る。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条　東京法務局府中支局管内東京都国分寺市及び国立市に属する地域内の登記事務は、東京法務局立川出張所で取り扱わせる。

第六条中「、烏山支局」を削る。

第三条　公証人定員規則（昭和二十四年法務府令第十号）の一部を次のように改正する。

別表宇都宮の項中「烏山　一」を削る。